

令和 8 年 度

市民税・道民税・森林環境税特別徴収のてびき

◎納入期限は給与支払月の翌月10日

◎退職する人の残り税額は……一括徴収で

◎転勤・退職などの届出は……翌月10日まで

◎特別徴収に関する様式は、石狩市ホームページからダウンロードすることができますのでご利用ください。

北海道石狩市
財政部税務課市民税担当

〒061-3292

北海道石狩市花川北6条1丁目30番地2

電話（0133）72-3119 [直通]

納 入 場 所

- (1) 石狩市指定金融機関 北海道信用金庫石狩支店
- (2) 石狩市収納代理金融機関 北海道銀行・北陸銀行・北洋銀行・北海道労働金庫・
北海道信用金庫・北門信用金庫・北央信用組合・
札幌市農業協同組合・石狩湾漁業協同組合・
北石狩農業協同組合
- (3) ゆうちょ銀行・郵便局 道内のゆうちょ銀行・郵便局
※道外のゆうちょ銀行・郵便局を利用する場合は、とじこみの
「指定通知書」を窓口へ提出していただくと、以後そのゆう
ちょ銀行・郵便局で納入することができるようになります。
- (4) 指定の納入書以外で納める場合 市町村コード… 0 1 2 3 5 1
口座番号…北海道信用金庫石狩支店(普通) 6 0 3 5 5 3 4
加入者名…石狩市会計管理者 と指定してください。

特別徴収義務者 様

令和8年度市民税・道民税・森林環境税の特別徴収義務者の指定について

市民税・道民税・森林環境税の特別徴収につきましては、平素より格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

給与所得者に対する個人の市民税・道民税・森林環境税は、地方税法第41条、第319条及び第321条の3並びに石狩市税条例第44条の規定によって、特別徴収の方法により徴収することが定められております。

つきましては、あなたを地方税法第321条の4及び石狩市税条例第45条の規定により、市民税・道民税・森林環境税の特別徴収義務者として指定しましたので通知します。

なお、本年度の関係書類を一括送付いたしますので内容を確認され、一層のご協力をいただきますようお願い申し上げます。

石 狩 市 長



目 次

第 1	特別徴収の事務取扱いについて……………	1
	1. 特別徴収のしくみ	
	2. 特別徴収の対象者	
	3. 特別徴収義務者及び納税義務者への税額通知	
	4. 特別徴収税額（月割額）の納入について	
	5. 特別徴収税額の納期の特例について	
	6. 納期限までに納入しなかった場合について	
第 2	退職・転勤等に伴う給与所得者異動届出書の提出について……………	4
	1. 特別徴収の継続	
	2. 一括徴収	
	3. 普通徴収	
	4. 給与支払報告書提出後の異動について	
	5. 外国籍の方が出国（帰国）する場合について	
第 3	退職所得に対する市民税・道民税の特別徴収について……………	6
第 4	特別徴収への切り替えに伴う特別徴収切替届出（依頼）書の提出について……………	8
第 5	社名変更、所在地変更などの届出について……………	8
第 6	電子申請について……………	9

第 1 特別徴収の事務取扱いについて

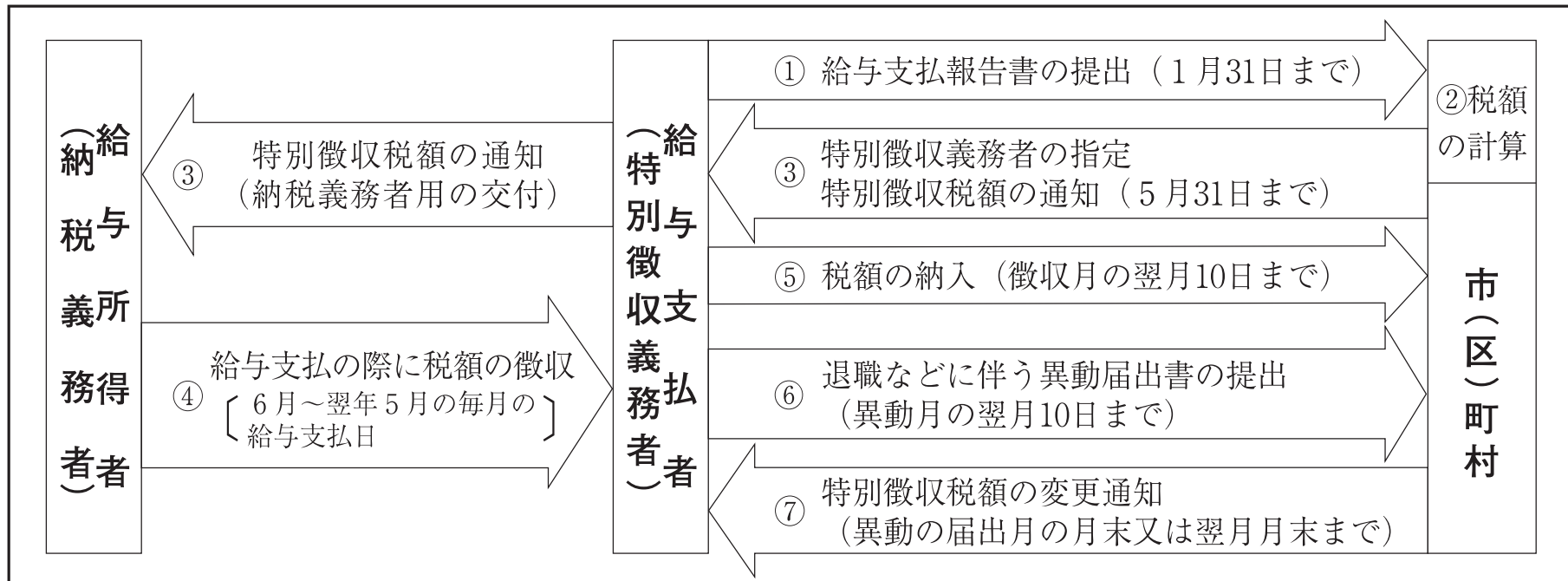
1. 特別徴収のしくみ

(1) 特別徴収とは（地方税法第41条、第321条の3、石狩市税条例第44条）

特別徴収とは、給与支払者が給与所得者の市民税・道民税・森林環境税を給与から差し引いて給与所得者である納税義務者（以下「納税義務者」という。）に代わって納める制度です。

(2) 給与所得に関する特別徴収について（地方税法第321条の5、石狩市税条例第44条）

特別徴収義務者として指定を受けた給与支払者（以下「特別徴収義務者」という。）は、「市民税・道民税・森林環境税特別徴収税額決定（変更）通知書」に記載されている個人別の月割額（該当年度分の特別徴収税額を6月から翌年5月までの12回に分割して算出します。6月以降に通知したものについては、特別徴収開始月から翌年5月までの月数で分割します。）を、毎月の給与を支払う際に納税義務者の給与から差し引き、これを翌月10日までに市（区）町村に納入していただくことになっています。そのしくみは、下図のとおりです。



2. 特別徴収の対象者（地方税法第321条の3、石狩市税条例第44条）

法人・個人を問わず特別徴収義務者は、以下の場合を除き、すべての従業員について市民税・道民税・森林環境税を特別徴収していただく必要があります。

- （1）給与月額よりも個人別の月割額が高額となり、市民税・道民税・森林環境税が引ききれないと見込まれる者
- （2）個人事業主の事業に従事している専従者
- （3）2か所以上の事業所からの給与収入があり、他の事業所で主たる給与支払いを受けている者
- （4）給与の支給時期が不定期で、給与が支給されない月が生じると見込まれる者
- （5）すでに退職している者及び5月31日までに退職予定の者
- （6）雇用期間が短期間の者
- （7）年間の給与支払い額が103万円以下の者

3. 特別徴収義務者及び納税義務者への税額通知（地方税法第321条の4）

給与支払報告書をeLTAXを利用してご提出いただき、「特別徴収税額決定（変更）通知（特別徴収義務者用）」及び「特別徴収税額決定（変更）通知（納税義務者用）」を書面ではなく電子データで受取ることを希望された場合は、電子データでの税額通知となるため、下記（1）及び（2）を書面で通知することはできません。

（1）市民税・道民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知（特別徴収義務者用）

- この通知は、特別徴収義務者が納税義務者の給与から徴収する各月ごとの特別徴収税額を記載した税額の通知です。

（2）市民税・道民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知（納税義務者用）

- この通知は、納税義務者に市民税・道民税・森林環境税の特別徴収税額を通知するものです。
- 書面又は電子データでの通知を受領後、速やかに納税義務者へ交付してください。なお、書面で通知を受領された場合、通知書は圧着又は封入されていますので、圧着部分を剥がさずに、又は開封せずに交付してください。
- 退職、異動等により交付できない決定通知書（納税義務者用）がありましたら、P4の「第2 退職・転勤等に伴う給与所得者異動届出書の提出について」を参照の上、「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」とともに提出してください。
- 課税内容に関する質問等がある場合は、納税義務者ご本人にお答えしますので、納税義務者ご本人から通知書に記載している税務課市民税担当にお問合せいただくようにご案内ください。

※電子データ又は書面のどちらの場合であっても、税額通知の再交付はできませんので、管理には注意してください。

4. 特別徴収税額（月割額）の納入について（地方税法第321条の5、石狩市税条例第46条）

「市民税・道民税・森林環境税特別徴収税額決定（変更）通知書」に記載されている特別徴収税額を、徴収した月の翌月10日（10日が土曜・日曜・祝日の場合はその翌平日）までに同封の「市民税・道民税・森林環境税（特別徴収）納入書」によって納入してください。

また、eLTAXの地方税共通納税システムを利用し、インターネットで納入することもできます。詳しくはeLTAXホームページ【<https://www.eltax.lta.go.jp/>】をご確認ください。

5. 特別徴収税額の納期の特例について（地方税法第321条の5の2、石狩市税条例第46条の2）

常時10人未満の従業員を雇用している特別徴収義務者に限り、石狩市へ「特別徴収税額の納期の特例に関する申請」をすることにより、特別徴収に係る納入金の納入期限を年2回に変更（6月分～11月分の納入期限を12月10日に、12月分～翌年5月分の納入期限を翌年6月10日に変更）することができます。

6. 納期限までに納入しなかった場合について（地方税法第20条の4の2、第326条、石狩市税条例第19条、附則第3条の2）

納期限（徴収した月の翌月10日）までに納入しないときは、督促状が発付され納入金額に延滞金を加算して納入しなければならなくなり、特別徴収義務者に余分の負担がかかることになります。

- (1) 納期限後に納入するときは、税額に納期限の翌日から納入の日までの期間に応じ、年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した延滞金を納めなければなりません。この場合における^{うるう}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。
- (2) 税額に1,000円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、その税額の全額が2,000円未満であるときは延滞金はかかりません。また、算出された延滞金の金額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、その算出された延滞金の全額が1,000円未満であるときは延滞金はかかりません。

第2 退職・転勤等に伴う給与所得者異動届出書の提出について

- 納税義務者が転勤・退職・休職・死亡などの理由により事業所から給与の支払いを受けなくなった場合や、休業・解散などにより特別徴収できなくなった場合は、とじこみの「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を**異動理由の発生した月の翌月10日までに提出してください。**
- 異動届出書の提出が遅れますと納税義務者への納付書等の発送が遅れ、一度に多額の税額を納入しなければならなくなりますので**必ず提出してください。**年税額が0円の場合であっても提出してください。
- 国外に転出される場合は、異動届出書のほか、普通徴収の納税通知書を納税義務者の代わりに国内で受け取り納税する、納税管理人の指定が必要となりますので、納税義務者に手続きを行うようご説明ください。
- 異動届出書の控に石狩市の受付印が必要な場合は、記入後の異動届出書の写しと切手貼付済の封筒を同封し提出してください。
- 異動届出書の記載例をP10～P12に掲載しています。

1. 特別徴収の継続

納税義務者が転勤・転職等により、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合は、特別徴収義務者が**新しい勤務先の経理担当者**と**連絡をとり特別徴収ができることを確認して**、異動届出書にその勤務先の名称・所在地等を併せて記入して提出してください。

2. 一括徴収

退職等により給与から差し引けなくなる残りの税額については、給与又は退職手当などが残りの税額を超えて支給される場合（一括徴収の対象とならない場合（P5の（2）参照）を除く）に、退職月の給与などから一括して徴収し納入することができます。これを一括徴収といいます。

（1）一括徴収の方法

6月～12月に 退職・休職する方	納税義務者の申し出により一括徴収することができます。 一括徴収をしない場合は、普通徴収（P5の3及び5参照）となります。残りの税額は納税義務者が直接石狩市へ納める必要があるため、納付の労力が減る一括徴収を納税義務者へ提案願います。
1月～4月に 退職・休職する方	一括徴収の対象とならない場合（P5の（2）参照）を除き、納税義務者の申し出がなくても必ず一括徴収をしなければなりません。（地方税法第321条の5第2項） 外国籍の方が出国（帰国）する場合も同様です。（P5の5参照）

(2) 一括徴収の対象とならない場合

退職・休職する方のうち、下記に該当する場合は一括徴収ができないため、普通徴収となります。

- 退職などに際し支払われる給与・退職手当等が残りの税額より少ない場合
- 死亡による退職の場合（相続人が納税義務を継承することとなります）

3. 普通徴収

特別徴収の継続又は一括徴収できない場合は、残りの税額を納税義務者本人が直接納める普通徴収となります。石狩市から納税義務者へ納税通知書を郵送するため、**出国（帰国）する場合は納税管理人申告・申請書の提出が必要になります。**

特別徴収は毎月給与から天引きされるので1年で12回に分けて納めますが、普通徴収の場合は年4回（6月末、8月末、10月末、12月末。月末が休日の場合、休日の翌営業日が納期限）での納付となり、異動届出書を石狩市へ提出する時期によって納付回数は少なくなっていくます。12月末の納期限に間に合わない場合は、随時納期限を設定しますが、残りの税額を1回で全額納付することになります。また、市民税・道民税・森林環境税の総額は退職前も退職後も変わりませんが、納付回数が少なくなるので、特別徴収の対象だった時よりも1回ごとの納付額は多くなります。

4. 給与支払報告書提出後の異動について

給与支払報告書提出後、納税義務者に異動が生じた場合は、給与の支払いを受けなくなった日の属する月の翌月10日までに、納税義務者が課税されている市町村及び給与支払報告書を提出した市町村に異動届出書を提出してください。

なお、4月15日以降に提出された異動届出書は、5月中旬に交付する特別徴収税額の決定通知書への反映が間に合わない場合があります。その場合は、異動届出書の内容が反映された**変更通知書**を後日別に交付しますので、ご確認ください。

※令和8年度は石狩市で課税されているが、令和9年度の給与支払報告書を石狩市以外の市町村へ提出していた納税義務者が、令和9年3月末で退職することになった場合など⇒4月15日までに、令和8年（現年）度分の異動届出書は石狩市へ、令和9年（新年）度分の異動届出書は給与支払報告書を提出した市町村へそれぞれ提出してください。

5. 外国籍の方が出国（帰国）する場合について

個人住民税は、1月1日に日本に住所のある方が前年（前年の1月1日から12月31日まで）に得た所得に対してかかる税金です。外国籍の方が出国（帰国）しても納税義務はなくなりませんので、P4の（1）一括徴収の方法の通り未徴収税額を一括徴収していただくようお願いします。**やむを得ず一括徴収できない場合及び退職し出国（帰国）するのが1月2日以降の場合には、納税管理人申告・申請書（様式は石狩市公式ホームページ参照。納税管理人は個人のほか、法人になることもできます。）の提出が必要になりますので、必ず納税義務者へ手続きを行うようご説明ください。**

第3 退職所得に対する市民税・道民税の特別徴収について

退職者の退職所得に対する市民税・道民税については、退職手当の支払者が、その税額を計算して特別徴収を行い、退職者の退職手当などの支払いを受ける年（通常は退職した年）の1月1日現在における納税義務者の居住地の市町村に納めていただくことになります。

退職者の給与から毎月市民税・道民税を特別徴収していたかどうかにかかわらず、退職所得に対する市民税・道民税の所得割額を計算の上、特別徴収してください。

この退職手当等には、退職したことに基因して支払われるすべての給与が含まれますので、本来の退職手当のほかに功労金などを支給しても退職手当等に含めなければなりません。

※死亡退職により支払う退職手当等で相続税の課税の対象となるものは、市民税・道民税を特別徴収する必要はありません。

●税額の計算方法

①退職所得控除額の計算

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数（80万円に満たない場合には、80万円）
20年を超える場合	800万円＋70万円×（勤続年数－20年）

- 勤続期間に1年に満たない端数があるときは1年に切り上げます。
- 障がい者になったことが直接の原因で退職した場合には、上記控除額に100万円を加算した金額が控除されます。

②課税退職金額の計算

退職手当等の区分	課税退職所得金額 ※課税退職所得金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
一般退職手当等の場合 ※1	(一般退職手当等の収入金額－①退職所得控除額) ÷ 2
特定役員退職手当等の場合 ※2	特定役員退職手当等の収入金額－①退職所得控除額

退職手当等の区分	課税退職所得金額 ※課税退職所得金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。	
短期退職手当等の場合 ※3	【短期退職手当等の収入金額－①退職所得控除額 ≤ 300万円の場合】 (短期退職手当等の収入金額－①退職所得控除額) ÷ 2	【短期退職手当等の収入金額－①退職所得控除額 > 300万円の場合】 150万円 ＋ (短期退職手当等の収入金額－(300万円＋①退職所得控除額))

- ※1 一般退職手当等とは、退職手当等のうち、特定役員退職手当等及び短期退職手当等のいずれにも該当しないものをいいます。
- ※2 特定役員退職手当等とは、役員等として勤続年数（以下「役員等勤続年数」といいます。）が5年以下である人が支払を受ける退職手当等のうち、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。なお、「役員等」には、「法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事、清算人や法人の経営に従事している者で一定の者」、「国会議員や地方公共団体の議会の議員」及び「国家公務員や地方公務員」が該当します。
- ※3 短期退職手当等とは、短期勤続年数（役員等以外の者として勤務した期間により計算した勤続年数が5年以下であるものをいい、この勤続年数については役員等として勤務した期間がある場合、その期間を含めて計算します。）に対応する退職手当等として支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないものをいいます。

③個人市民税・道民税額の計算

②で計算した課税退職所得金額に、市民税及び道民税の各税率を乗じます。

市民税の計算方法	上記退職所得の金額 × 6 %（100円未満の端数切捨て）
道民税の計算方法	上記退職所得の金額 × 4 %（100円未満の端数切捨て）

※本年中に一般退職手当等、特定役員退職手当等又は短期退職手当等のうち2以上の退職手当等がある場合の課税退職所得金額の計算方法及び退職所得控除額については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】をご確認ください。

④納入方法

給与から毎月徴収している市民税・道民税と、③で計算した市民税・道民税をあわせて、特別徴収した翌月の10日までに納入してください。その際、納入書裏面の「市民税道民税納入申告書」に所定の事項を必ず記載してください。記載例はP16に掲載しています。

第4 特別徴収への切り替えに伴う特別徴収切替届出(依頼)書の提出について

中途就職など新しく普通徴収から特別徴収に切り替える納税義務者がいる場合は、とじこみの「特別徴収切替届出(依頼)書」を提出してください。記載例はP13に掲載しています。

- 普通徴収の納期が過ぎたものは、未納であっても特別徴収への切り替えができません。
- 依頼書の提出があった月の月末に月々の特別徴収額を通知します。前もって徴収税額を確認したい場合は依頼書の「連絡事項」欄に特別徴収税額の連絡を求める旨を記入して提出してください。依頼書を受理次第、連絡いたします。
- 二重納付防止のため、納税義務者宛に送付された普通徴収の残りの納付書では納めないようにお伝えください。
なお、納税通知書及び納付済み分の領収書は納税義務者が保管するようお伝えください。
- 普通徴収を口座振替している場合、依頼時期によっては引き落とし手続きが進んでおり、切替が間に合わない納期もありますのでお問い合わせください。
- 公的年金等による収入がある納税義務者の場合、次のとおり市民税・道民税・森林環境税の特別徴収の方法が、年齢により異なります。
 - ①65歳以上の方 給与所得に係る分は給与から、公的年金等に係る分は公的年金等からそれぞれ特別徴収されます。
 - ②65歳未満の方 給与分と公的年金等分をあわせた市民税・道民税・森林環境税が給与から特別徴収されます。

第5 社名変更、所在地変更などの届出について

社名や、所在地などに変更があった場合には、とじこみの「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を提出してください。
法人の代表者変更のみの場合は、提出する必要はありません。

第6 電子申請について

石狩市公式ホームページにおいて各種届出の様式をダウンロードすることができますが、下記①～⑤は電子申請も行えます。なお、特定の URL 付メールを受信しない設定になっている場合等は、石狩市からの連絡メールが届かない場合がありますので、事前に必ず「@city.ishikari.hokkaido.jp」からのメールが届くよう設定をお願いします。また、提出書類の控えに市の受付印が必要な場合には、書面での届出が必要です。届出書と写し、切手貼付済の返信用封筒を同封し郵送してください。

① 給与支払報告特別徴収に係る給与所得者異動届出書

<https://2e4b66d2.form.kintoneapp.com/public/tokuchoidoutodoke>



② 特別徴収切替届出書（依頼）書

<https://2e4b66d2.form.kintoneapp.com/public/tokuchoukirikae>



③ 特別徴収義務者の所在地・名称等の変更届出書

<https://2e4b66d2.form.kintoneapp.com/public/gimusyahrenkoutodoke>



④ 特別徴収税額通知受取方法変更届出書

<https://2e4b66d2.form.kintoneapp.com/public/tokubetsutyoushuuketorihenkou>



⑤ 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

<https://2e4b66d2.form.kintoneapp.com/public/gimusyahrenkoutodoke>



異動届記載例(様式A)

1. 転勤、転職等で特別徴収継続する場合

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書		年度		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	
石狩市長 あて 8 年 9 月 30 日提出		〒061-3216 石狩市花川北6条1丁目30-2		特別徴収義務者 指定番号 0030333333	
フリガナ カ イシカリショウジ		宛名番号 1		所属 経理課	
氏名又は名称 (株)いしかり商事		氏名 山田 一郎		電話 0133-72-3111 内線 168	
個人番号又は法人番号 13ケタの法人番号		←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載		但連絡者先	
フリガナ ハナカワ フミオ	氏名 花川 文郎	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 100.000 円	(イ) 徴収済額 33.600 円	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 66.400 円	異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 退職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 (事由理由(7の場合))
生年月日 昭和46年4月15日	個人番号 12ケタの個人番号(マイナンバー)	異動年月日 8 年 9 月 30 日	異動後の未徴収税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収(本人納付)		
受給者番号 012351	1月1日現在の住所 石狩市親船町65番地				
1. 特別徴収継続の場合					
特別徴収義務者 指定番号 0030111111	所在地 〒061-0000 札幌市中央区北1条西2丁目	新規 法人番号 13ケタの法人番号	新しい勤務先へは、月割額 8,300 円を 10 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。		
フリガナ カ イシカリショウカイ	氏名又は名称 (株)いしかり商会 代表取締役 石狩 一郎	担当者連絡先 所属 総務課 氏名 山田 花子 電話 011-123-1234 内線 165	受給者番号 045678 納入書の要否 (新規の場合のみ記載) 1. 必要 2. 不要		
2. 一括徴収の場合 ※ 未徴収税額の一括徴収に御協力をお願いします。					
理由 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額(上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)		
理由 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月 日				
3. 普通徴収の場合					
理由 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため					
理由 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため					
理由 3. 死亡による退職であるため					
連絡事項 市への連絡事項がある場合は記入してください。					

※受付印を押した控えが必要な場合は、記入後の届出書の写しと切手を貼った返信用封筒を同封して

現年度(5月分まで)のみの届出の場合は「現年度」を、
新年度(6月分以降)のみの届出の場合は「新年度」を、
両年度の届出を兼ねる場合は「両年度」に○をつけて
ください。

記載例

異動届 1

異動届記載例(様式A)

2. 退職等で未徴収税額を一括徴収する場合

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書		年度		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	
石狩市長 あて 8 年 9 月 30 日提出		所在地 〒061-3216 石狩市花川北6条1丁目30-2		特別徴収義務者 指定番号 0030333333	
フリガナ カ イシカリショウジ		氏名又は名称 (株)いしかり商事		宛番号 1	
個人番号 又は法人番号 13ケタの法人番号		個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載		所属 経理課	
フリガナ ハナカワ フミオ		氏名 花川 文郎		氏名 山田 一郎	
生年月日 (昭・平・令) 46 年 4 月 15 日		特別徴収税額 (年税額) 100.000		電話 0133-72-3111 内線 168	
個人番号 12ケタの個人番号(マイナンバー)		(イ) 徴収済額 6 月から 9 月まで 33.600 円		異動の事由 1. 退職 2. 転職 3. 退職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 (事由理由(7の場合))	
受給者番号 012351		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 10 月から 5 月まで 66.400 円		異動後の未徴収 税額の徴収方法 2 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	
1月1日 現在の住所 石狩市親船町65番地		異動年月日 8 年 9 月 30 日		右から 番号を 記入	
異動後の 住所		異動後の 住所		右から 番号を 記入	
1. 特別徴収継続の場合					
特別徴収義務者 指定番号 所在地 フリガナ 氏名又は名称					
新規 法人番号 所属 氏名 電話 内線					
特別徴収税額通知書に記載されている額と同額 で徴収していた期間分を記載してください。					
同額です。					
現年度(5月分まで)のみの届出の場合は「現年度」を、 新年度(6月分以降)のみの届出の場合は「新年度」を、 両年度の届出を兼ねる場合は「両年度」に○をつけて ください。					
2. 一括徴収の場合 ※ 未徴収税額の一括徴収に御協力をお願いします。					
理由 1. 異動が令和 8 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため					
徴収予定月日 10 月 25 日					
徴収予定額(上記(ウ)と同額) 66.400 円					
左記の一括徴収した税額は、 10 月分(翌月10日納入期限分) で納入します。					
3. 普通徴収の場合					
理由 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため					
※市記入欄					
連絡事項 市への連絡事項がある場合は記入してください。					
一括で徴収する未徴収税額と何月分として納入 するか記載してください。(10月分として納入 する場合、納期限は11月10日)					

※受付印を押した控えが必要な場合は、記入後の届出書の写しと提出してください。

異動届記載例(様式A)

3. 退職等で未徴収税額を普通徴収に切替える場合

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書		年度		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	
石狩市長 あて 8 年 9 月 30 日提出		〒061-3216 石狩市花川北6条1丁目30-2		特別徴収義務者 指定番号 0030333333	
フリガナ カ イシカリショウジ		宛 名 番 号 1		所 属 経理課	
氏名又は名称 (株)いしかり商事		氏 名 山田 一郎		氏 名 山田 一郎	
個人番号 又は法人番号 13ケタの法人番号		電話 0133-72-3111		内線 168	
フリガナ ハナカワ フミオ		(ア) 特別徴収税額 (年税額) 100.000 円		(イ) 徴収済額 33.600 円	
氏 名 花川 文郎		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 66.400 円		異 動 年 月 日 8 年 9 月 30 日	
生年月日 昭和 46 年 4 月 15 日		6 月から 9 月まで		10 月から 5 月まで	
個人番号 12ケタの個人番号(マイナンバー)		100.000 円		33.600 円	
受給者番号 012351		100.000 円		33.600 円	
1月1日現在の住所 石狩市親船町65番地		100.000 円		33.600 円	
異動後の住所		100.000 円		33.600 円	
異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収方法		3 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	
1. 特別徴収継続の場合		2. 一括徴収の場合		3. 普通徴収の場合	
特別徴収義務者 指 定 番 号		新規 法人番号		現年度(5月分まで)のみの届出の場合は「現年度」を、 新年度(6月分以降)のみの届出の場合は「新年度」を、 両年度の届出を兼ねる場合は「両年度」に○をつけてください。	
所 在 地		担当者連絡先		所属 氏名 電話	
フリガナ		内線		記入	
氏名又は名称		※ 未徴収税額の一括徴収に御協力をお願いします。		左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分) で納入します。	
1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため		徴収予定月 徴収予定額(上記(ウ)と同額)		月 日 円	
2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		月 日 円		円	
3. 普通徴収の場合		1. 異動が令和 8 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため		2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため	
3. 死亡による退職であるため		※ 市記入欄			
連絡事項		市への連絡事項がある場合は記入してください。			

※受付印を押した控えが必要な場合は、記入後の届出書の写しと切

を同封して提出してください。

記載例

異動届 3

特別徴収への切り替え依頼書記載例（様式B）

特別徴収切替届出(依頼)書

 令和 8 年 9 月 30 日提出 石狩市長あて		給与者 (特別徴収義務者)	住所(居所)又は所在地 〒061-3216 石狩市花川北6条1丁目30-2 フリガナ カ イシカリ 氏名又は名称 株式会社 石狩 13ケタの法人番号	特別徴収義務者 指 定 番 号 0030013333 ☐ 新規 担 所属課係名 経理課 当 氏 名 石狩 花子 者 電 話 番 号 0133-72-3111 121			
給与所得者(異動者)			(ア) 普通徴収税額(年税額)	(イ) 納付済額	(ウ) 未納付税額(ア)-(イ)	摘 要	
1	フリガナ	ハナ カワ ジ ロウ	円 160,000	1 期分	円 40,000	納税通知書の通知書番号	10 月分(11 月 10 日納期限分) から左記(ウ)の未納付税額を特別徴収します。
	氏 名	花川 次郎 旧姓		3 期分			
	生 年 月 日	昭和・平・令 46 年 10 月 10 日		円 120,000			
	1 月 1 日現在の住所	石狩市花川北1条1丁目2番地		受給者番号			
2	フリガナ		円	期分	円	納税通知書の通知書番号	月分(月 日納期限分) から左記(ウ)の未納付税額を特別徴収します。
	氏 名						
	生 年 月 日	昭和・平・令 年 月					
	1 月 1 日現在の住所						
普通徴収の納期が過ぎていないかを 確認し記入してください。						必ず記入してください。	
◎その他の連絡事項がある場合は、次の欄に記載してください。						納入書の要否(新規の場合のみ記載) ☐ 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要	
連絡事項							

※受給者番号は、給与支払者が独自に付番している場合及び特別徴収税額通知(納税義務者用)を電子データで受取希望している場合に記載してください。

※提出書類の控えに市の受付印が必要な場合は、記入後の届出書の写しと切手貼付済の返信用封筒を同封してください。

納入書記載例 1

納入金額に変更がない場合

北海道石狩市		個人市民税 個人道民税 森林環境税		領収証書 ㊦																	
市区町村コード	口座番号	加入者名																			
012351	02720-1-960068	石狩市会計管理者																			
指定番号		納入金額(1)																			
令和08年06月分 0030333333		100,000 円																			
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なる場合には、納入金額(1)の欄の金額を2本線で消し、納入金額(2)の欄に正しい金額を記入してください。		<table border="1"> <tr><td>納</td><td>入</td><td>金</td><td>額</td><td>延滞金</td><td>額</td><td>督促手数料</td><td>合計額</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>				納	入	金	額	延滞金	額	督促手数料	合計額								
納	入	金	額	延滞金	額	督促手数料	合計額														
納期限	令和8年7月10日																				
(特別徴収義務者) 住所 〒061-3216 又は 所在地 石狩市花川北6条1丁目30-2 氏名 又は 名称 (株)いしかり商事様		領収日付印																			

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

北海道石狩市		個人市民税 個人道民税 森林環境税		納入書 (原符) ㊦																	
市区町村コード	口座番号	加入者名																			
012351	02720-1-960068	石狩市会計管理者																			
指定番号		納入金額(1)																			
令和08年06月分 0030333333		100,000 円																			
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なる場合には、納入金額(1)の欄の金額を2本線で消し、納入金額(2)の欄に正しい金額を記入してください。		<table border="1"> <tr><td>納</td><td>入</td><td>金</td><td>額</td><td>延滞金</td><td>額</td><td>督促手数料</td><td>合計額</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>				納	入	金	額	延滞金	額	督促手数料	合計額								
納	入	金	額	延滞金	額	督促手数料	合計額														
納期限	令和8年7月10日																				
※ 計	口 円																				
(特別徴収義務者) 住所 〒061-3216 又は 所在地 石狩市花川北6条1丁目30-2 氏名 又は 名称 (株)いしかり商事様		領収日付印																			

上記のとおり納入します。(金融機関又は郵便局保管)

北海道石狩市		個人市民税 個人道民税 森林環境税		納入済通知書 ㊦																	
市区町村コード	口座番号	加入者名																			
012351	02720-1-960068	石狩市会計管理者																			
指定番号		納入金額(1)																			
令和0806 0030333333		100,000 円																			
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なる場合には、納入金額(1)の欄の金額を2本線で消し、納入金額(2)の欄に正しい金額を記入してください。		<table border="1"> <tr><td>納</td><td>入</td><td>金</td><td>額</td><td>延滞金</td><td>額</td><td>督促手数料</td><td>合計額</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>				納	入	金	額	延滞金	額	督促手数料	合計額								
納	入	金	額	延滞金	額	督促手数料	合計額														
納期限	令和8年7月10日																				
取りまとめ店																					
領収日付印	(特別徴収義務者) 住所 〒061-3216 又は 所在地 石狩市花川北6条1丁目30-2 氏名 又は 名称 (株)いしかり商事様	納																			

上記のとおり通知します。(取りまとめ金融機関 北海道信用金庫 石狩支店) (市保管)

納入済通知書の納入金額欄に¥記号は記入しないでください。

納入金額(1)の欄の金額に変更がない場合は、何も記入しないでください。

納入書記載例 2

印字された納入金額から変更がある場合

(例) 月の納入金額 100,000円 一括徴収税額 50,000円 計150,000円納入の場合

北海道石狩市			個人市民税 市道税 環境税	領収証書 (公)	
市区町村コード			口座番号		加入者名
012351			02720-1-960068		石狩市会計管理者
令和08年06月分			指定番号		納入金額(1)
			0030333333		100,000 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときには、納入金額(1)の欄の金額を2本線で消し、納入金額(2)の欄に正しい金額を記入してください。			給与分 (一括徴収 分を含む)	億千百十万千百十円 00000150000	
			納退 所得分	00000000000	
			金延滞金	00000000000	
			督促 手数料	00000000000	
			(2)	00000000000	
納期限 令和8年7月10日			合計額		
(特別徴収義務者) 住所 〒 061 - 3216 又は 所在地 石狩市花川北6条1丁目 30-2 氏名 又は 名称 (株)いしかり商事様			領収日付印		
上記のとおり領収しました。 (納入者保管)					

北海道 石狩市		個人市民税 個人道民税 森林環境税		納入書 (原付) 		振替の請求に使用する場合 払出口座番号		払出請求人印 番	
市区町村コード				口座番号		加入者名			
012351				02720-1-960068		石狩市会計管理者			
				指定番号		納入金額(1)			
令和08年06月分				0030333333		100,000円			
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なる場合には、納入金額(1)の欄の金額を2本線で消し、納入金額(2)の欄に正しい金額を記入してください。				給与分 (一括徴収 金を含む)		億 千 百 十 万 千 百 十 円 			
				納 退 職 所得分					
				金 延滞金					
				額 督促 手数料					
納期限 令和8年7月10日				(2) 合計額					
※ 口 計				円					
※は税務官署において使用する欄です。									
(特別徴収業務者) 住所 〒 061 - 3216 又は 所在地 石狩市花川北 6 条 1 丁目 30-2 氏名 又は 名称 (株) いしかり商事 様						領 収 日 付 印			
上記のとおり納入します。						(金融機関又は郵便局保管)			

北海道石狩市 個人市民税 個人道民税 森林環境税 納入済通知書 			
市区町村コード 口座番号 加入者名			
0 1 2 3 5 1		02720-1-960068 石狩市会計管理者	
令和 年 月 日		指 定 番 号	
0 8 0 6		0 0 3 0 3 3 3 3 3 3	
		納入金額(1) 100,000円	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときには、納入金額(1)の欄の金額を2本線で消し、納入金額(2)の欄に正しい金額を記入してください。		納 入 金 額	
納期限 令和8年7月10日		(2) 合計額	
取 り ま と め の 店		(特別徴収義務者)	
領 収 日 付 印		住 所 〒 061 - 3216 又 は 石 狩 市 花 川 北 6 条 1 丁 目 所 在 地 30-2	
氏 名 又 は 名 称		(株)いしかり商事 納	

納入済通知書の納入金額欄に¥記号は記入しないでください。

納入すべき合計額を記入してください。(納入金額(1)は二重線で消してください。訂正印は不要)
数字は黒のボールペンではっきりと書いてください。

(例)	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- 納入金額の変更のみの場合、納入書の再発行は行っておりません。お手数をお掛けいたしますが、記載例のように納入書を修正してください。
- 一度記入した「合計額」の訂正はできませんので、記入誤りした場合は予備の納入書を使用してください。

納入書記載例 3

退職所得にかかる分離課税分がある場合

① 納入金額 100,000円 退職所得分 150,000円(市民税100,000円、道民税50,000円) 計250,000円納入の場合

表

北海道石狩市 個人市民税 個人道民税 森林環境税 領収証書 ㊦

市区町村コード	口座番号	加入者名
012351	02720-1-960068	石狩市会計管理者
令和08年06月分	指定番号	納入金額(1)
	0030333333	100,000円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なる場合には、納入金額(1)の欄の金額を2本線で消し、納入金額(2)の欄に正しい金額を記入してください。	納税	金額
	退職所得分	150,000円
	延滞金	
納期限	令和8年7月10日	督促手数料
	合計額	250,000円
(特別徴収義務者)		領収日付印
住所 〒061-3216 石狩市花川北6条1丁目30-2		
氏名 (株)いしかり商事様		

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

北海道石狩市 個人市民税 個人道民税 森林環境税 納入書 (原符) ㊦

市区町村コード	口座番号	加入者名
012351	02720-1-960068	石狩市会計管理者
令和08年06月分	指定番号	納入金額(1)
	0030333333	100,000円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なる場合には、納入金額(1)の欄の金額を2本線で消し、納入金額(2)の欄に正しい金額を記入してください。	納税	金額
	退職所得分	150,000円
	延滞金	
納期限	令和8年7月10日	督促手数料
	合計額	250,000円
(特別徴収義務者)		領収日付印
住所 〒061-3216 石狩市花川北6条1丁目30-2		
氏名 (株)いしかり商事様		

上記のとおり納入します。(金融機関又は郵便局保管)

北海道石狩市 個人市民税 個人道民税 森林環境税 納入済通知書 ㊦

市区町村コード	口座番号	加入者名
012351	02720-1-960068	石狩市会計管理者
令和08年06月分	指定番号	納入金額(1)
	0030333333	100,000円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なる場合には、納入金額(1)の欄の金額を2本線で消し、納入金額(2)の欄に正しい金額を記入してください。	納税	金額
	退職所得分	150,000円
	延滞金	
納期限	令和8年7月10日	督促手数料
	合計額	250,000円
(特別徴収義務者)		領収日付印
住所 〒061-3216 石狩市花川北6条1丁目30-2		
氏名 (株)いしかり商事様		

上記のとおり通知します。(取りまとめ金融機関 北海道信用金庫 石狩支店 (市保管))

納入済通知書の納入金額欄に〒記号は記入しないでください。

納入金額(1)を二重線で消し、月割額を記入してください。

退職所得に対する税額を記入してください。
数字は、黒のボールペンではっきりと書いてください。

裏

市民税 道民税 納入申告書

石狩市長様

令和8年7月10日 提出

退職手当等支払金額	令和8年6月分 人員 1人
	十 億 千 百 万 千 百 十 円
	2 0 0 0 0 0 0 0
特別徴収税額	市民税 100,000円
	道民税 50,000円
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。	
住所(居所)又は所在地	〒061-3216 石狩市花川北6条1丁目30-2
氏名又は名称	(株)いしかり商事
法人番号	

(例) 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

退職手当等に対する市民税・道民税を納める年月及び納税義務者の人数を記入してください。

退職手当等に対する市民税・道民税の税額を記入してください。
(この合計額を①の納入金額欄の退職所得分に記入してください)

特別徴収義務者の住所(所在地)・氏名(名称)を記入してください。

法人番号を記入してください。

記載例

納入書 3

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

										年度	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度											
石狩市長 あて 年 月 日提出		〔 給与支払者 〕 〔 特別徴収義務者 〕	所在地	〒							特別徴収義務者 指 定 番 号											
			フリガナ								宛 名 番 号											
			氏名又は名称								担 連 当 絡 者 先	所 属										
			個人番号 又は法人番号											氏 名								
										←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載							電 話				内線	
給 与 所 得 者	フリガナ				(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法												
	氏 名																					
	生年月日	昭・平・令 年 月 日																				
	個人番号																					
	受給者番号																					
	1月1日 現在の住所																					
異動後の 住 所				円	円	円	年 月 日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 (事由・理由(7の場合))	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)													

1. 特別徴収継続の場合																								
(新しい 勤務先)	特別徴収義務者 指 定 番 号				☐	新規	法 人 番 号				新しい勤務先へは、月割額 円を													
	所 在 地	〒					担 当 者 連 絡 先	所 属						月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。										
	フリガナ							氏 名						受 給 者 番 号										
	氏名又は名称							電 話						納入書の要否 (新規の場合のみ記載)										
										内線					右から 番号を 記入					1.必要 2.不要				

2. 一括徴収の場合										※ 未徴収税額の一括徴収に御協力をお願いします。										左記の一括徴収した税額は、									
理 由	右から番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため					徴収予定月日					徴収予定額(上記(ウ)と同額)					月分(翌月10日納入期限分) で納入します。												
		2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため					月 日					円																	

3. 普通徴収の場合																			
理 由	右から番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため								※市記入欄									
		2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため																	
		3. 死亡による退職であるため																	
連絡事項		市への連絡事項がある場合は記入してください。																	

※受付印を押した控えが必要な場合は、記入後の届出書の写しと切手を貼った返信用封筒を同封して提出してください。

■記載心得

1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、石狩市長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに石狩市長に提出してください。

2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある者が給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに石狩市長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市民税・道民税・森林環境税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「法人番号（個人番号）」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう）又は個人番号（同条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

4 「宛名番号」欄には、これらの届出書に記載した給与所得者（納税義務者）について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。

5 「個人番号」欄には、給与の支払を受けなくなった者の個人番号を記載してください。

6 「給与の支払を受けなくなった後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明のときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

7 「異動後の未徴収税額の徴収」欄には、次の要領により記載してください。

- (1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「特別徴収継続」を○で囲んでください。
- (2) 退職後令和9年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、「一括徴収」を○で囲んでください。
- (3) (1)又は(2)に該当しない場合には、「普通徴収」を○で囲んでください。（注 次の①から③までの理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の希望がある場合以外は、給与支払者（特別徴収義務者）は、必ず一括徴収しなければなりません）

① 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の希望がないため。

② 令和9年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下であるため。

③ 死亡による退職であるため。

■お問い合わせ先

石狩市財政部税務課市民税担当

TEL（0133）72-3119 [直通]

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

										年度	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度											
石狩市長 あて 年 月 日提出		〔 給与支払者 〕 〔 特別徴収義務者 〕	所在地	〒							特別徴収義務者 指 定 番 号											
			フリガナ								宛 名 番 号											
			氏名又は名称								担 連 当 絡 者 先	所 属										
			個人番号 又は法人番号											氏 名								
										←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載							電 話				内線	
給 与 所 得 者	フリガナ				(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法												
	氏 名																					
	生年月日	昭・平・令 年 月 日																				
	個人番号																					
	受給者番号																					
	1月1日 現在の住所																					
異動後の 住 所				円	円	円	年 月 日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 (事由・理由(7の場合))	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)													

1. 特別徴収継続の場合																							
(特別徴収義務者先) 新 しい 勤 務 先	特別徴収義務者 指 定 番 号				☐	新規	法 人 番 号											新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。					
	所 在 地	〒			担 当 者 連 絡 先	所 属																	
	フリガナ					氏 名																	
	氏名又は名称					電 話				内線				受 給 者 番 号									
																				納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	右から 番号を 記入	1.必要 2.不要	

2. 一括徴収の場合										※ 未徴収税額の一括徴収に御協力をお願いします。										左記の一括徴収した税額は、									
理 由	右から番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため										徴収予定月日					徴収予定額(上記(ウ)と同額)					月分(翌月10日納入期限分)							
		2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため										月 日					円												
																				で納入します。									

3. 普通徴収の場合																					
理 由	右から番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため										※市記入欄									
連絡事項 市への連絡事項がある場合は記入してください。																					

※受付印を押した控えが必要な場合は、記入後の届出書の写しと切手を貼った返信用封筒を同封して提出してください。

■記載心得

1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、石狩市長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに石狩市長に提出してください。

2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある者が給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに石狩市長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市民税・道民税・森林環境税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「法人番号（個人番号）」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう）又は個人番号（同条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

4 「宛名番号」欄には、これらの届出書に記載した給与所得者（納税義務者）について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。

5 「個人番号」欄には、給与の支払を受けなくなった者の個人番号を記載してください。

6 「給与の支払を受けなくなった後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明のときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

7 「異動後の未徴収税額の徴収」欄には、次の要領により記載してください。

- (1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「特別徴収継続」を○で囲んでください。
- (2) 退職後令和9年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、「一括徴収」を○で囲んでください。
- (3) (1)又は(2)に該当しない場合には、「普通徴収」を○で囲んでください。（注 次の①から③までの理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の希望がある場合以外は、給与支払者（特別徴収義務者）は、必ず一括徴収しなければなりません）

① 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の希望がないため。

② 令和9年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下であるため。

③ 死亡による退職であるため。

■お問い合わせ先

石狩市財政部税務課市民税担当

TEL（0133）72-3119 [直通]

特別徴収切替届出(依頼)書

市町村収受印 石狩市長あて 令和 年 月 日提出		給与者 (特別徴収義務者)	住所(居所)又は所在地	〒		特別徴収義務者 指 定 番 号		☐ 新規	
			フリガナ			担 当 者	所属課係名		
			氏 名 又は名称				氏 名		
							電 話 番 号		
給与所得者(異動者)			(ア) 普通徴収税額 (年税額)	(イ) 納付済額	(ウ) 未納付税額 (ア)-(イ)	摘 要			
1	フリガナ		円	期分 から	円	納税通知書の 通知書番号			
	氏 名	旧姓		期分 まで 円		特別徴収の 開始時期	月分(月 日納期限分)		
	生 年 月 日	昭・平・令 年 月 日					から左記(ウ)の未納付税額を特別徴収します。		
	1 月 1 日 現在の住所						受給者番号		
2	フリガナ		円	期分 から	円	納税通知書の 通知書番号			
	氏 名	旧姓		期分 まで 円		特別徴収の 開始時期	月分(月 日納期限分)		
	生 年 月 日	昭・平・令 年 月 日					から左記(ウ)の未納付税額を特別徴収します。		
	1 月 1 日 現在の住所						受給者番号		
◎その他の連絡事項がある場合は、次の欄に記載してください。						納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要
連 絡 事 項									

※受給者番号は、給与支払者が独自に付番している場合及び特別徴収税額通知(納税義務者用)を電子データで受取希望している場合に記載してください。
※提出書類の控えに市の受付印が必要な場合は、記入後の届出書の写しと切手貼付済の返信用封筒を同封してください。

注
意
事
項

- ① 普通徴収の納期が過ぎたものは、未納であっても特別徴収への切り替えができませんので、納税義務者が納付するようお伝えください。
- ② 依頼書の提出があった月の月末に月々の特別徴収額を通知します。前もって徴収税額を確認したい場合は依頼書の「連絡事項」欄に特別徴収税額の連絡を求める旨を記入して提出してください。依頼書を受理次第、連絡いたします。
- ③ 二重納付防止のため、ご本人宛に送付された普通徴収の残りの納付書は納めないようにお伝えください。
なお、納税通知書及び納付済み分の領収書は納税義務者が保管するようお伝えください。
- ④ 普通徴収を口座振替している場合、依頼時期によっては引き落とし手続きが進んでおり、切替が間に合わない納期もありますのでお問い合わせください。

■お問い合わせ及び送付先
石狩市財政部税務課市民税担当
〒061-3292
北海道石狩市花川北6条1丁目30番地2
電話（0133）72-3119 [直通]

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

※「法人番号」は、給与支払者が法人の場合にのみ記載してください。個人事業主の場合は、法人番号の記載は不要です。

市町村収受印 石狩市長あて 令和 年 月 日提出	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	住所(居所)又は所在地	〒	特別徴収義務者 指 定 番 号		
		フリガナ		担 当 者	所属課係名	
		氏 名 又は 名称			氏 名	
		法 人 番 号			電 話 番 号	
変更年月日		変更事由	☐ 名称又は氏名の変更 → ① ☐ 住所(居所)又は所在地の変更 → ① ☐ 送付先の設定・変更 → ①			
令和 年 月 日から変更する。			☐ 特別徴収事務の一本化 → ② ☐ 合 併 → ② ☐ 事務所等の廃止 ☐ その他 ()			

①名称、所在地、送付先等が変更となる場合は、次の欄にも記載してください。

	変更前(変更項目のみ記載)	変更後(変更項目のみ記載)
所 在 地 又は送付先	〒	〒
フリガナ		
氏 名 又は名称		
電話番号		

◎その他の連絡事項がある場合は、次の欄にも記載してください。

連 絡 事 項	
------------------	--

②合併、特別徴収事務の一本化の場合は、次の欄にも記載してください。

	合併(一本化)後の事業所	貴社以外の合併(一本化)元事業所(わかる場合は記載してください。)	
特別徴収 義務者 指定番号	☐ 新規取得を希望する。 ☐ を使用する。		
所 在 地 又は送付先	〒	〒	〒
フリガナ			
氏 名 又は名称			
電話番号			

※今後利用する特別徴収義務者指定番号が、今まで利用していた指定番号と変更になる場合は、給与所得者異動届出書も併せて提出してください。

※提出書類の控えに市の受付印が必要な場合は、記入後の届出書の写しと切手貼付済の返信用封筒を同封し提出してください。

※代表者変更のみの場合は、この届出は不要です。
※この届出書を提出しても、法人市民税の異動届を提出したことにはなりません。別途手続が必要です。

令和 ____ 年度 特別徴収税額通知受取方法変更届出書

令和 ____年____月____日 提出 石狩市長 あて	給 与 支 払 者 （ 特 別 徴 収 義 務 者 ）	住所(居所) 又は所在地	〒										特別徴収義務者 指 定 番 号			
		フリガナ											担 当 者	所属		
		氏 名 又は名称												氏名		
		法人番号													電話	

以下のとおり、特別徴収税額通知の受取方法の変更を依頼します。 ※該当する口に✓をつけてください。

事 項	変 更 前 (旧)	※ 変更項目のみ記入してください。	変 更 後 (新)	※ 変更項目のみ記入してください。
特別徴収義務者用 の受取方法	☐ 電子データ	☐ 書面	☐ 電子データ	☐ 書面
納税義務者用の 受取方法	☐ 電子データ	☐ 書面	☐ 電子データ	☐ 書面
フリガナ				
通知先e-Mail	※0（ゼロ）とo（オー）、1（イチ）とl（エル）、-（ハイフン）と_（アンダーバー）など 区別しにくい文字にはフリガナも記入してください。			※0（ゼロ）とo（オー）、1（イチ）とl（エル）、-（ハイフン）と_（アンダーバー）など 区別しにくい文字にはフリガナも記入してください。

【注意事項】

- 1 この届出書は、e L T A Xで給与支払報告書を提出した際に指定した「特別徴収税額通知受取方法」及び「通知先メールアドレス」を変更する場合に提出してください。e L T A Xで給与支払報告書を提出していない場合は電子データによる通知書の受取はできません。
- 2 届出者が個人である場合にはその住所（居所）及び氏名を、法人である場合には本店または主たる事務所の所在地、名称、代表社氏名及び法人番号をそれぞれ記入してください。
- 3 「電子データ」を選択した場合は、特別徴収税額通知を電子データでのみ送信し、書面による通知書は送付しません。
- 4 「書面」を選択した場合は、書面による通知書のみ送付し、電子データは送信しません。
- 5 電子データでの受取りを希望する場合は、必ずメールアドレスを記入してください。
- 6 メールアドレスのみを変更する場合は、「通知先 e - M a i l」行の変更前及び変更後のみ記入してください。
- 7 すでに送付している特別徴収税額通知についての受取方法の変更はできません。
- 8 この届出書は、以下の提出期限までに到着するように提出（郵送または持参）してください。
特別徴収税額決定通知書：4月15日まで（4月16日以降は書面から電子データへの受取方法の変更はできません。）
特別徴収税額変更通知書：早急にご提出ください。特別徴収税額の変更のタイミング次第では受取方法の変更が間に合わない場合があります。

■お問い合わせ及び送付先

石狩市財政部税務課市民税担当
〒061-3292
北海道石狩市花川北6条1丁目30番地2
電話（0133）72-3119 [直通]

指 定 通 知 書

地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、石狩市の市民税・道民税・森林環境税の払い込み取扱店に次のとおり指定されておりますので、よろしくお願いいたします。

1. 認 可 番 号	貯 業 第3766号 (昭和58年12月9日付)
2. 口 座 番 号	02720-1-960068番
3. 加 入 者 の 名 称	石 狩 市 会 計 管 理 者
4. 取 り ま と め 店	小樽貯金事務センター

年 月 日

様

石 狩 市 長



※道外のゆうちょ銀行又は郵便局で納入するときは、こちらの通知書をあわせて提出してください。

